

2025 年 1 月 14 日

日本原子力学会 倫理規程改定案についての意見募集について

各 位

一般社団法人 日本原子力学会 倫理委員会

日本原子力学会倫理規程は、賛助会員を含む会員の皆さまや会員が所属する組織が展開する諸活動を行うに当たって、会員が持つべき心構えと言行の規範について書き示したものです。2001 年に制定され、これまでに 7 回の改定がなされ、現行の倫理規程は 2021 年 5 月に改定されたものです。

倫理委員会は、倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくことを委員の責務とし、これまで数年毎に倫理規程の改定検討を行ってきました。

一昨年からは、現行の倫理規程改定以降の原子力を取り巻く状況や前回改定における論点^{※1}を踏まえ、また、倫理規程をより一層浸透させるための文言の検討を行なうなど、改定に向けた検討を進めてきました。

このたび、倫理委員会としての倫理規程改定案が別紙のとおりまとまりましたので、下記の要領で意見募集を行います。会員の皆さまにご一読いただき、ご意見をお寄せいただきたく、よろしくお願いいたします。

皆さまからお寄せいただいたご意見への対応を検討し^{※2}、倫理規程改定案への必要な反映を行い、その後、学会理事会に上申いたします。

○倫理規程改定案：倫理委員会ホームページ URL:<http://www.aesj.or.jp/ethics/2025draft>

○ご意見送付先 : ethics@aesj.or.jp

○ご意見送付期限：2025 年 3 月 21 日（金）

意見募集は終了しました。

※1：品質不正問題（素材メーカー等による製品検査等の不正），関西電力金品授受問題，東京電力福島第一原子力発電所事故に関わる動向，上記問題等の背景要因として共通する組織文化など

※2：ご意見への対応結果は倫理委員会ホームページで公表いたします。

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
前文 日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会会員が、研究、開発、利用、教育等のさまざまな活動を実施するにあたり、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範を書き示したものである。会員は、原子力<u>の</u>平和利用と安全確保の重要性を認識し、その業務に携わること誇りと使命感を持ち、その責務を果たすため、常に本規程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、<u>自律ある行動をとる</u>。 現代は、人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており、さまざまな技術が開発され進歩している。しかし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。会員は、自らの携わる技術が、<u>正の側面によってより</u>社会貢献するために、東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に<u>負の</u>影響をもたらしていること<u>や</u>、廃棄物、核セキュリティ等<u>の問題があることを絶えず思い起こし</u>、技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、チャレンジ精神と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、<u>豊かで</u>安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。 本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが、原子力<u>の</u>平和利用と安全確保のために、本規程がより多くの原子力関係者に共有され、本規程に則った行動がとられることが必要である。このため、我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し<u>し</u>率先垂範する。さらに、日本原子力学会自身も、会員<u>の</u>支援を通じて<u>使命</u>を果たす。	前文 日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会会員が、研究、開発、利用、教育等のさまざまな活動を実施するにあたり、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範を書き示したものである。会員は、原子力<u>および放射線の</u>平和利用と安全確保の重要性を認識し、その業務に携わること誇りと使命感を持ち、その責務を果たすため、常に本規程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、<u>自律的に行動する</u>。 現代は、人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており、さまざまな技術が開発され進歩している。しかし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。会員は、自らの携わる技術が正の側面によって<u>より一層</u>社会貢献するために、東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に<u>甚大な負の</u>影響をもたらしていること<u>を絶えず思い起こすとともに</u>、廃棄物、核セキュリティ等<u>に関する課題や</u>技術だけでは解決できない問題があることを強く認識する。もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、チャレンジ精神と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、<u>未来世代にわたって豊かで</u>安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。 本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが、原子力<u>および放射線の</u>平和利用と安全確保のために、本規程がより多くの原子力関係者に共有され、本規程に則った行動がとられることが必要である。このため、我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し<u>して</u>率先垂範する。さらに、日本原子力学会自身も、会員<u>への</u>支援を通じて<u>学術団体としての使命</u>を果たす。	・記載の適正化（定款の文言と整合） ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・1F 事故に関する適切な訴求、記載の適正化（文言の移動等） ・世代間倫理を陽に訴求 ・記載の適正化（定款の文言と整合） ・記載の適正化 ・学会の役割が明確になるよう記載を適正化

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
憲章 1. 行動原理 会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。 2. <u>公衆</u>優先原則・持続性原則 会員は、<u>公衆の安全を</u>すべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。 3. 真実性原則 会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に<u>事実</u>を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。 4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るよう努める。 5. 専門職原則 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して<u>技術</u>の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。 6. 有能性原則 会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの<u>専門分野以外</u>の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。	憲章 1. 行動原理 <変更なし> 2. <u>安全</u>優先原則・持続性原則 会員は、<u>安全を</u>すべてに優先させて、<u>原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組み、持続可能な社会の構築に貢献する。</u> 3. 真実性原則 会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に<u>客観的な事実</u>を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。 4. 誠実性原則・正直性原則 <変更なし> 5. 専門職原則 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して<u>学術および技術</u>の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。 6. 有能性原則 会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの<u>専門以外</u>の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。	・記載の適正化（なお、行動の手引2-1のように、公衆安全に関わる箇所では「公衆」という用語を用いる） ・憲章タイトルの「持続性原則」に対応する記載を追加（行動の手引2-4と整合） ・記載の適正化 ・記載の適正化（定款の文言と整合） ・記載の適正化

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
7. 組織文化の醸成 会員は、<u>所属する</u>組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に<u>取り組む</u>。 行動の手引 行動の手引は、本規程の前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言行の規範について<u>書き示した</u>ものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況においては、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、<u>倫理的に</u>よりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。 1. 行動原理 1-1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と<u>自律ある</u>行動により原子力<u>利用</u>の適切な発展を図る。 1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ 会員は、研究、開発、利用、教育等における諸課題の解決のために不断の努力を払うとともに、常に更なる向上を目指し、俯瞰的な視野を持って、新たな可能性にチャレンジする。	7. 組織文化の醸成 会員は、<u>本会を含む所属する</u>組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に<u>努める</u>。 行動の手引 行動の手引は、本規程の前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言行の規範について<u>具体的に書き示した</u>ものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況においては、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、<u>相克する多様な価値をバランスよく考慮し、倫理的に</u>よりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。 1. 行動原理 1-1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と<u>自律的な行動</u>により原子力<u>および放射線利用</u>の適切な発展を図る。 1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ <変更なし>	・記載の適正化（学会自身も対象であることを明確化） ・記載の適正化（行動の手引の文言と整合化） ・記載の適正化 ・倫理規程の活用に係る補足説明を追記 ・記載の適正化 ・記載の適正化（定款の文言と整合）

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
1－3 リーダーシップの発揮 会員は、一人ひとりが自らの責任や役割を明確にし、積極的な態度および行動を示すことにより、それぞれの階層でリーダーシップを発揮する。 1－4 <u>技術者の行動による信頼</u> 会員は、<u>技術</u>に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、<u>技術を扱う者</u>として、<u>社会の理解</u>を得ることのできる行動を積み重ねていく。 2. <u>公衆</u>優先原則・持続性原則 2－1 原子力利用と安全確保の両立 会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、<u>その</u>確保に努める。 2－2 平和利用への限定 会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と<u>名誉</u>に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。 2－3 核セキュリティの確保 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に努める。	1－3 リーダーシップの発揮 ＜変更なし＞ 1－4 <u>行動による信頼の獲得</u> 会員は、<u>原子力利用</u>に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、<u>原子力に携わる者</u>として、<u>社会からの声に幅広く耳を傾けて双方向のコミュニケーションに努め、社会からの信頼</u>を得ることのできる行動を積み重ねていく。 2. <u>安全</u>優先原則・持続性原則 2－1 原子力利用と安全確保の両立 会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、<u>公衆の安全の</u>確保に努める。 2－2 平和利用への限定 会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と<u>良識</u>に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。 2－3 核セキュリティの確保 ＜変更なし＞	・行動の手引の改定に合わせたタイトルの見直し ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・類似した行動の手引の統合（現4－4、4－6と統合） ・記載の適正化（本行動の手引は公衆安全を対象にしていることを明確化） ・記載の適正化（分かりやすい文言に適正化）

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
2-4 地球環境保全との調和 会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の管理、処理・処分に関わる<u>長期</u>にわたる課題があることを認識し、<u>この</u>解決に努め、持続可能な社会の構築に貢献する。 2-5 労働安全の確保 会員は、常に原子力施設で働く<u>人々</u>の安全確保と災害の防止に努める。 2-6 経済性<u>優先</u>への戒め 会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等の管理にあたり、経済性<u>を</u>安全性に優先させない。 2-7 効率優先への戒め 会員は、原子力施設において、安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業の効率化を行わない。 2-<u>8</u> 規制適合が目的化することへの戒め 会員は、原子力の研究、開発、利用、教育等において、法令・規則への適合のみで満足することなく、専門家として、更なる安全性向上を目指して弛まぬ努力をする。 2-<u>9</u> 技術成熟の過信への戒め 会員は、原子力の安全性を過信することなく、<u>今後とも</u>新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。 3. 真実性原則 3-1 最新知見の追究 会員は、広く国内外から情報の収集に努め、最新の知見を追究する。特に安全にかかる情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があることから慎重に確認する。	2-4 地球環境保全との調和 会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の管理、処理・処分に関わる<u>きわめて長期</u>にわたる課題があることを認識し、<u>人文社会系の知見も含めてこの</u>解決に努め、持続可能な社会の構築に貢献する。 2-5 労働安全の確保 会員は、常に原子力施設で働く<u>会員自身を含む人々</u>の安全確保と災害の防止に努める。 2-6 経済性・<u>効率優先</u>への戒め 会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等にあたり、経済性・<u>作業効率等</u>を安全性に優先させない。 2-7 効率優先への戒め <u><現2-6に統合></u> 2-<u>7</u> 規制適合が目的化することへの戒め <u><変更なし></u> 2-<u>8</u> 技術成熟の過信への戒め 会員は、原子力の安全性を過信することなく、<u>知見や経験には限界があり、今後とも</u>新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。 3. 真実性原則 3-1 最新知見の追究 <u><変更なし></u>	・記載の適正化（分かりやすい文言に適正化） ・技術のみで課題解決できない課題があることを踏まえた記載の追加 ・記載の適正化 ・類似した行動の手引の統合（現2-7と統合） ・類似した行動の手引の統合（現2-6に統合） ・より明確な訴求となるよう記載を追加 ・類似した行動の手引の統合（現5-3と統合するが、記載の変更はなし）

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
3-2 事実の尊重 会員は、<u>事実</u>を尊重し、<u>科学的に明白</u>な間違いに対しては<u>毅然とした態度でその</u>間違いを指摘し、是正するよう働きかける。 3-3 自らの判断に基づく行動 会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。その上で、状況を俯瞰し、関連する専門能力と経験により自ら判断し、行動する。 4. 誠実性原則・正直性原則 4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して<u>説明できない行動はとらない</u>。 4-2 契約に関する注意 会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対し<u>ても明確な説明ができる場合を除き</u>、その業務に従事しない。	3-2 事実の尊重 会員は、<u>客観的な事実</u>を尊重し、<u>明白</u>な間違いに対しては<u>その</u>間違いを指摘し、是正するよう働きかける。 3-3 <u>正確な情報の収集</u> 会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。_____ 3-4 自らの判断に基づく行動 <u>会員は、正確な情報に基づき</u>、状況を俯瞰し、関連する専門能力と経験により、<u>不作為による失敗に陥らないよう</u>、自ら判断し、行動する。 4. 誠実性原則・正直性原則 4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して<u>説明できる行動をとる</u>。 4-2 契約に関する注意 会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対し<u>て明確に説明できない状況があれば</u>、その業務に従事しない。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化（分かりやすく簡潔な記載） ・訴求点が明確になるよう、行動の手引3-3と3-4に分割し、タイトルを適正化 ・訴求点が明確になるよう、行動の手引3-3から分割 ・あわせて文言を充実 ・記載の適正化（文末を禁止の表現から見直し） ・記載の適正化（分かりやすくなるよう記載を簡素化）

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
4-3 ルール遵守と形骸化の防止 会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。 4-4 社会との調和 会員は、常に社会からの声に幅広く耳を傾け、双方向のコミュニケーションを心がけて社会との調和に努める。 4-<u>5</u> 社会からの負託 会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。 4-6 会員の安心への戒めと信頼のための行動 会員は、安全の状態を過信し、自らがそのことで安心してはならない。公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴くこと等、不断の努力によって得られるものと認識する。 4-<u>7</u> 情報の公開 会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公開するように働きかけ、<u>公衆の安全確保を優先させる</u>。 4-<u>8</u> 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い 会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との良好な<u>関係を破壊</u>することを認識し、適切かつ積極的に<u>公開するよう</u>に努める。ただし、核不拡散や<u>核物質防護</u>等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。	4-3 ルール遵守と形骸化の防止 <変更なし> 4-4 社会との調和 <現1-4に統合> 4-<u>4</u> 社会からの負託 <変更なし> 4-6 会員の安心への戒めと信頼のための行動 <現1-4に統合> 4-<u>5</u> 情報の公開<u>と説明責任</u> 会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公開するように働きかけ<u>る。情報発信にあたっては、相手の立場に立ち、社会からの信頼が得られるよう、説明責任を果たす。</u> 4-<u>6</u> 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い 会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との<u>関係を根幹から破壊</u>することを認識し、適切かつ積極的<u>な情報公開</u>に努める。ただし、核不拡散や<u>核セキュリティ</u>等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。	・類似した行動の手引の統合 (現1-4に統合) ・類似した行動の手引の統合 (現1-4に統合) ・類似した行動の手引の統合 (現4-9と統合) ・統合に伴いタイトルを適正化 ・より明確な訴求となるよう記載を適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
4-9 説明責任 会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。 5. 専門職原則 5-1 専門分野等の研鑽と協調 会員は、未知の領域の探求など、自己研鑽に励むとともに、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行にあたり、常に協調を図る。もって、得られる経験や知見により、原子力に関わる学術および技術の<u>改善と発展</u>に貢献する。 5-2 専門能力の維持・向上 会員は、求められる専門能力や倫理的行動が、時代とともに変化することを自覚し、常に社会の要請に<u>応える能力を備えるよう努める</u>。 5-3 新知識の取得 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。 5-<u>4</u> 経験からの学習と共有・継承 会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、<u>次世代への</u>継承にも努める。	4-9 説明責任 <u><現4-7に統合></u> 5. 専門職原則 5-1 専門分野等の研鑽と協調 会員は、未知の領域の探求など、自己研鑽に励むとともに、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行にあたり、常に協調を図る。もって、得られる経験や知見により、原子力に関わる学術および技術の<u>発展</u>に貢献する。 5-2 専門能力の維持・向上 会員は、求められる専門能力や倫理的行動が、時代とともに変化することを自覚し、常に社会の要請に<u>応えられるよう、専門能力を磨く。現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u> 5-3 新知識の取得 <u><現3-1に統合></u> 5-<u>3</u> 経験からの学習と共有・継承 会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、<u>その</u>継承にも努める。	・類似した行動の手引の統合（現4-7に統合） ・記載の適正化 ・類似した行動の手引の統合（現5-3と統合） ・類似した行動の手引の統合（現3-1、5-2に統合） ・記載の適正化（より分かりやすい表現に見直し）

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
5－<u>5</u> <u>関係者の専門能力向上と環境整備</u> 会員は、自己研鑽のみならず、専門能力を有すべき周囲の者、特に監督下にある者への知識・技術の伝達や研鑽の機会を与えることで、能力向上のための環境整備に努める。 5－<u>6</u> 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について<u>真摯に</u>対話し、<u>社会的課題</u>の解決に寄与することを目指す。 5－7 国際社会への貢献 <u>我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。</u> 5－<u>8</u> 会員間の協力による困難の克服 会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。 6. 有能性原則 6－1 分野横断の取組みの必要性 会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように<u>総合的な</u>視点から取り組むように努める。	5－<u>4</u> <u>専門性や俯瞰力を有する人材の育成</u> 会員は、自己研鑽のみならず、専門能力を有すべき周囲の者、特に監督下にある者への知識・技術の伝達や研鑽の機会を与えることで、能力向上のための環境整備に努める。 <u>また、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成にも努める。</u> 5－<u>5</u> 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について<u>社会と真摯に</u>対話し、<u>課題</u>の解決に寄与することを目指す。 5－<u>6</u> 国際社会への貢献 <u>会員は、原子力平和利用の実績や原子力災害の当事国としての経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。</u> 5－<u>7</u> 会員間の協力による困難の克服 <変更なし> 6. 有能性原則 6－1 分野横断の取組みの必要性 会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように、<u>人文社会系の知見も含めた総合的かつ俯瞰的な</u>視点から取り組むように努める。	・類似した行動の手引の統合（現6－3と統合） ・記載の適正化 ・記載の適正化（単なる事実関係の記載を削除） ・技術のみで解決できない課題があることを踏まえた記載の追加 ・記載の適正化

現倫理規程（2021 年 5 月）	改定案	改定理由
6－2 自己能力の把握 会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のために安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。また、自己の能力を把握するために、他者による評価を積極的に受けるように努める。 6－3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのための環境整備に努める。 7. 組織文化の醸成 7－1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく<u>自由に</u>話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。 7－2 課題解決のための行動 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性<u>向上に</u>最大限の努力を払う。<u>安全性</u>の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。 7－3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。	6－2 自己能力の把握 ＜変更なし＞ 6－3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 ＜現 5－5 に統合＞ 7. 組織文化の醸成 7－1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく、<u>お互いを尊重して自由に</u>話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。 7－2 課題解決のための行動 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性の<u>向上および核セキュリティの確保に</u>最大限の努力を払う。<u>安全性等</u>の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。 7－3 環境整備の重要性と継続的改善 ＜変更なし＞	・類似した行動の手引の統合（現 5－5 に統合） ・より適切な訴求となるよう記載を追加 ・記載の適正化（核セキュリティの確保についても陽に記載）

現倫理規程（2021年5月）	改定案	改定理由
7－4 組織内における申し出に対する適切な運用 組織の運営に責任を有する会員は、組織の構成員からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。 7－5 労働環境等の確保 組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のために必要な資源を確保し、活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。	7－4 組織内における申し出に対する適切な運用 ＜変更なし＞ 7－5 労働環境等の確保 ＜変更なし＞	

以上